

陪審制度についての大学生意見集約結果報告

21 世紀政策研究所

2000 年 2 月

陪審制度についての大学生意見集約結果報告

21世紀政策研究所

目 次

本報告書取りまとめの経緯	4
学生に提供した情報	4
1. 陪審制度のメリット・デメリット	6
1.1 陪審制度導入のメリットについて	6
1- 民主主義的契機に言及した意見	
2- 一般国民の感覚が裁判により影響を与えるという趣旨の意見	
3- 司法に対する国民の理解が深まるという趣旨の意見	
4- 司法の充実をもたらすという趣旨の意見	
1.2 陪審制度導入のための条件・基盤整備について	7
1- 制度導入のために国民に必要なもの	
2- 制度設計にあたり検討が必要とされるもの	
3- 制度導入のために必要な基盤整備	
4- 議論の必要性に言及した意見	
1.3 陪審制度に対する不安について	8
1- 裁判が変質してしまうことに危惧を抱くという趣旨の意見	
2- 制度導入は司法への信頼を失わせるのではないかとする意見	
3- 陪審制度は日本に受け入れにくいのではないかという趣旨の意見	
4- 導入の目的・手段を再検討する必要性について言及した意見	
1.4 陪審制度導入当初と制度定着後では考えが変わる可能性があるとする意見	10
2. 陪審員が人を裁くということ	11
2.1 人が人を裁くということについて	11
2.2 自分が人を裁くことについて	11
1- 自分が人を裁くことを考えた場合の積極的意見	
2- 自分が人を裁くことを考えた場合の消極的意見	
2.3 自分が陪審員に裁かれることについて	12

3 . 陪審員の事実認定について	12
3.1 事実認定できる自信についての意見	12
1- 自信があるとする人の意見	
2- 自信がないとする人の意見	
3.2 客観的な事実認定ができる自信があるとする人の意見	12
3.3 事実認定についての意見	13
1- 陪審制度導入に賛成する立場からの意見	
2- 自信と公正さの関係に言及した意見	
3- 陪審員の事実認定には客観性等を必要としないとする意見	
4- 陪審員の事実認定に対する信頼性についての意見	
a. 訓練されていない一般人に事実認定は難しいのではないかとする意見	
b. 公平・公正な判断に疑問を呈する意見	
c. 偏見による事実認定を恐れる意見	
d. 国民の能力に疑問を感じるとする意見	
e. 陪審員のやる気、責任感に疑問を呈する意見	
f. 職業裁判官の事実認定に信頼を寄せる意見	
g. 危惧する必要はないとする意見	
4 . 陪審員による専門的訴訟の事実認定	17
4.1 事実認定できる自信の有無について	17
1- 自信があるとする人の意見	
2- 自信がないとする人の意見	
4.2 専門的訴訟についてアイデアを述べた意見	18
4.3 陪審員を一定の者から選出することに問題を感じるとする意見	18
5 . 陪審裁判と職業裁判官による裁判のどちらを希望するか	18
5.1 職業裁判官による裁判を希望するとする人の意見	18
5.2 自分自身に潜む狡猾な考えが働くのではないかとする意見	18
5.3 陪審裁判を希望するとする意見	19
5.4 陪審員も職業裁判官も信頼できないとする意見	19
5.5 判断できないとする意見	19
6 . 陪審員候補者の出頭義務と陪審裁判係属期間中の拘束	19
6.1 国民の義務とすることに肯定的な意見	19
6.2 国民の義務とすることに否定的な意見	19
6.3 国民の義務としない場合の問題に言及した意見	20
6.4 国民の義務とするための条件に言及した意見	20
7 . 暴力団がらみその他有形無形の圧力や恐怖を感じると思われる陪審裁判	21
7.1 心配ないとする意見	21
7.2 圧力や恐怖を感じるとする立場	21
1- 圧力や恐怖を感じるという趣旨の意見	
2- 暴力団がらみの事件以外に圧力を感じるとする事件	

7.3 暴力団がらみの事件の対策について言及した意見	21
8 . 陪審制度議論のなかで工夫を述べた意見	22
8.1 陪審制度の設計方法に言及した意見	22
8.2 陪審制度導入以外の方法があるのではないかという趣旨の意見	22
参考 分析結果	24

本報告書取りまとめの経緯

21世紀政策研究所では、21世紀社会にふさわしいわが国の司法制度の構築に向けて、同分野についても積極的に研究に取り組んでいるところである¹。

この数年の間に、各界から司法制度について相次いで提言が発表され、法曹界やユーザーたる国民との間で議論が活発化してきた。その中で昨年7月、内閣に司法制度改革審議会が発足し、わが国のあるべき司法制度の構築に向けて審議が継続している。12月21日に開催された第9回同審議会においては論点整理が行われ、本年以降に同審議会が取り上げるテーマが決定したが、その中に、陪審制度も検討項目として掲げられている。

陪審制度は国民の理解と協力のもとに存立する制度であると考えられることから、同制度に対する国民の意識を知ることが、制度導入の是非・可否を論じるうえで、必要かつ不可欠のものであると考える。しかるに、現在の陪審制度議論は理念論と諸外国事例の紹介が中心となっており、いささか実証的な視点に欠けたものとなっていると言わざるを得ない²。

当研究所では、昨年9月27日、早稲田大学法学部の講義「民事訴訟法II」(鈴木重勝教授)に出席した学生85名(男72名、女13名)に対して、陪審制度についての意見を記述してもらう機会を得た。記述形式は、各人が同制度に関心をもつところについて率直な意見を述べるができるように、×あるいは選択形式ではなく自由記載とした。

現在では陪審制度の定義が曖昧なこともあって、これら意見の中には、陪審制度の理解が不足したまま述べたと思われる意見や、抽象的な意見にとどまるものもある。しかし、収集した意見は、当研究所のほうで意図的に削除することはせずに、意味のとおりにくい意見についても類推して解釈、あるいはそのまま転載という形で、記述のあった意見のほぼすべてについて掲載した。同趣旨の意

見については一つの意見としてまとめたが、微妙に違うと思われるものはそれぞれ掲載し、原文の趣旨がとおるようにした。個々の意見は全体の論旨から切り離し、当研究所の判断で分類を行った。なお、意見を述べた人数と傾向がわかるように各意見末尾に性別と便宜上の番号を付した。

この報告書は、当研究所が司法制度についての研究を広く進める中で、陪審制度に関する資料として収集したデータについて、当研究所としての意見・見解を加えずに、データとしてそのまま掲載するものである。ただし、上述したところからも明らかなように、このデータは、早大法学部生100名弱という極めて限定されたものであることから、その集約・分析結果については、過度の一般化は避けなければならないことは言うまでもない。

なお、本報告書を公表するにあたっては、協力いただいた担当教授と学生にはあらかじめ承諾を得ていることをここに断っておく。

学生に提供した情報

ところで、学生に陪審制度について意見を記述してもらうにあたり、当研究所から学生に提供した情報は次の通り(【 】内)である。学生には、次の文章を記したペーパーを配付のうえ、約30分の時間で意見を記してもらった。なお、当該講義においては、以前に、担当教授から学生に対して「陪審制度」についての考えを開陳したことはない。

【今般の司法制度改革審議会において、導入の是非について検討がなされるものと思われる陪審制度は、設計次第で変形されるため、一言で制度の説明をすることはできないが、たとえば中坊公平氏作成の司法改革試案には次のような記述がされている(原文は「ですます」体)。

「裁判所は事実を認定するための市民からなる陪審員たとえば12名と、法律的判断をし法廷を主宰する職業裁判官により構成される。陪審員は現在

¹21世紀政策研究所では、1998年12月22日に「民事司法の活性化に向けて」、1999年10月19日には「提言：民事法律扶助制度検討の視点」を公表している。

²なお、1994.9「日弁連第15回司法シンポジウム 市民と司法改革」(日弁連第15回司法シンポジウム大阪弁護士会準備委員会)には、模擬陪審員参加者のアンケート結果が記載されている。

の検察審査会の委員と同様、その裁判所の管轄地域の市町村にある有権者名簿から抽選により選ばれた者が一定の選出手続きを経てなることになる。職業裁判官は裁判の手続きを進行させ、陪審員に事実の認定についての一般的注意を与えただけで、事実の認定はすべて陪審員がすることとなる。職業裁判官は陪審員の認定した事実に基づいて法律を当てはめ、量刑を科す。

陪審裁判はそれを希望する者の事件に限られる。特に刑事裁判の場合、当初は一定の重罪事件や否認事件を対象に、被告人が希望する事件につき適用するのがいい。」

その他、陪審制度は次のような制度になると思われる。

- ・陪審員候補者は、有権者名簿等から抽選により公平に選出され、裁判所から本人あて召喚状が届く。
- ・候補者は裁判所の指定する日に、裁判所に出頭する。裁判所に出頭することは国民の義務であり、国民は真にやむを得ない理由がない場合を除き、出頭することになる。免責理由はきわめて限定的であり、仕事が忙しいことなどは理由にならない。
- ・集合した陪審員候補者の中から陪審員12名が選任される。
- ・陪審員には裁判所から日当と交通費が支払われる。
- ・陪審員に選任されると、近いうちに開廷される刑事事件の陪審員を務めるが、担当する陪審裁判開始日は確定しているとはいきれない。陪審裁判は連日開廷だが、一日もしくは二日程度で終了するものが多いと思われるが、数日間に及ぶものや、オウム事件や和歌山カレー事件のような大事件では数ヶ月に及ぶ場合もある。
- ・陪審員間の意見が分かれた場合、全員の意見の一致をみるまで議論が続く(設計次第では、11:1、10:2あたりで評決を終えることも考えられる)。
- ・陪審員は、自分が担当する事件の情報をマスコミその他から得てはならず、場合によってはメディアから強制的に隔離される場合もある。

お願い

次の点を考慮しながら、陪審制度について思うところを、自分の生活に照らして、率直に自由に述べていただきたい。

- ・国民が司法に直接参加すること。なお、現行司法手続きに国民が参加している制度としては、民事・家事調停における調停委員、簡裁民事事件における司法委員、家裁家事審判の参与員、検察審査会の検察審査員、保護区における保護司が存在する。
- ・裁判所から陪審候補者として召喚された場合には、出頭義務が課されること。
- ・陪審員に選任された場合には、担当する陪審裁判の開始から終了まで参加して有罪無罪の評決を行うことが国民の義務として加わること。
- ・有罪無罪の判定(事実認定)を職業裁判官ではなく、一般人が行うこと。その一般人は、成人であれば原則として平等に選任され得ること。
- ・自分が陪審員に選任された場合の、感情や外部の声に左右されずに、冷静な客観的判断ができる自信の有無。
- ・専門的案件について理解できる自信。たとえば商法上の特別背任事件における帳簿の読解力、コンピュータ犯罪におけるコンピュータの仕組み、など。
- ・自分の判断により被告人を有罪とする場合の心理。
- ・暴力団がらみの事件などの陪審裁判に自分が陪審員候補者となった場合、自分がとると思われる行動。
- ・自分が刑事被告人になった場合、職業裁判官に裁かれたいか、一般人に裁かれたいか。自分の身に覚えのある場合と、身に覚えがない場合で違いはあるか。

以上】

以下は、学生が記述した意見を集約のうえ、当研究所が論点項目別に分類整理したものである。

1. 陪審制度のメリット・デメリット

1.1 陪審制度導入のメリットについて

陪審制度の導入のメリットについては認識している人が多く、多くの人が意見の中で触れていた(38名)

述べられたメリットは、1- 民主主義的契機に言及した意見(14名) 2- 一般国民の感覚が裁判により影響を与えるという趣旨の意見(16名) 3- 司法に対する国民の理解が深まるという趣旨の意見(15名) 4- 司法の充実をもたらすという趣旨の意見(6名) に大別される(重複回答)

1- 民主主義的契機に言及した意見 = 14名

- ・理想論としては魅力的(男58)
- ・直接参加すること自体は望ましい(男18, 19, 24)
- ・国民の司法参加の要請に応えることになる(男55)
- ・現行の司法への国民参加は不十分(男72)
- ・議論の活発化などにより、現代のアパシー的国民感情への打開に繋がる機能を持つ(男5)
- ・現行制度では国民の法律に対するイメージを低下させ、法曹の保守化を促す(男53)
- ・民主主義的理念から見ると、重要な意義を有する(女4, 男43, 48)
- ・立憲主義の見地からすれば、国民が国家権力に一方的に支配されるのではなく、国民が統治に参加するのは重要なこと(男49)
- ・三権の中に民主的統制がなされていないのは唯一司法権であるところに問題が存在する(男5)
- ・裁く者と裁かれる者との同一性を担保する意味がある(男9)
- ・社会の中の個人という意識を芽生えさせるという効果は考えられる(男33)

2- 一般国民の感覚が裁判により影響を与えるという趣旨の意見 = 16名

- ・一般的な感覚が採り入れられる(女1, 男22, 38, 59)
- ・素人から見た率直な判断が期待できる(男14)
- ・国民の法意識に沿った裁判を実現するために必要だといわれる(男23)
- ・現行司法制度が市民の要求と大きくずれているので、その断絶を埋める(男72)

- ・事実認定が世間的な考えに合致しやすくなる(男40)
 - ・職業裁判官によるよりも庶民的というか、現実社会に合った判断になる(女7)
 - ・国民の意識を反映した判断がなされ、裁判が国民の信頼を得ることにもなる(男27, 59)
 - ・さまざまな意見が反映され、柔軟な思考でその時代の一般的な判断が得られる(男65)
 - ・陪審は合議制なので様々な専門家が入っているため、思わぬ解決を見出す可能性も否定できない(男1)
 - ・裁判所の庁舎と官舎を往復するだけの伝書鳩のような世間知らずの裁判官にはタイムリーな裁判はなかなか期待できない(男6)
 - ・陪審員になったら痛みのわかる判決を導くようにがんばる(男6)
 - ・わが国刑事訴訟の有罪率の多さを考えると、検察官の判断を厳重にチェックするのにいい制度かもしれない(男56)
 - ・国選弁護制度を採用せず、供述証拠を重視し、被疑者段階における供述が重視されている現状では、公判段階でそのあたりの事情を多少はわかっている一般人を事実認定過程に取り込むことは重要(男38)
 - ・職業裁判官の浮世離れした常識では考えられない判決や決定を少なくする効果が期待できる(男1)
 - ・社会が複雑多様化する中で、従来どおりの職業裁判官による裁判を維持するよりも、さまざまな視点から客観的な判決が下されるべきである(男4)
 - ・インターネット関連の事件など立法が追いついていない分野に、専門家やその道に明るい人を陪審員にすることは意味がある(男40)
 - ・時代により変遷する慣習に柔軟に対処できる(男20)
 - ・法律の改正が市民の価値観の変化に追いつけない現状では意義がある(男22)
- #### 3- 司法に対する国民の理解が深まるという趣旨の意見 = 15名
- ・陪審員に選ばれることで法律に触れ、法律に興味を持たせることができるのではないか。法律知識の習得に繋がる一つの契機になる(男22)

- ・法律に対する知識も増え、犯罪に対し知識を持つことで、犯罪を未然防止できるかもしれない(男59)
 - ・遵法意識を自覚させる効果がある(男14)
 - ・国民の自己啓蒙、自己啓発に有効に働く(男5)
 - ・より万人に開かれた法知識の共有が図れる(男5)
 - ・法律がかかわると拒否しがちになる人も裁判に理解が深まり、積極的に利用してくる人も出てくるのではないか(男59)
 - ・司法がより身近なものになる(女3, 8、男1, 7)
 - ・国民の司法への関心を喚起する(女3, 5、男5, 26, 32, 36)
 - ・裁判所の内情がわかり、国民の不信感を消す役目を果たす(女3)
 - ・職業裁判官のみならず、社会が積極的に法律にかかわっていくことにも繋がる(男40)
 - ・国民一人一人が司法に対して責任を持つことになり、全体的により秩序が保たれるのではないか(男62)
 - ・もし自分が被告人の立場に立ったのならばどうか、という意識を高めてくれる(男26)
 - ・陪審裁判が普及すれば、国民も無関心でいられるわけではなく、国民が犯罪について考える時間も増えると思う(男65)
 - ・よい経験になるし、充実感もあるだろう(女8)
- 4- 司法の充実をもたらすという趣旨の意見 = 6名
- ・いかに陪審員の歓心を得るかの弁舌が法律実務家の実力の判断基準となる(男5)
 - ・陪審員の負担軽減の見地から、裁判の進行が迅速となる効果が期待できる(女5)
 - ・国民の意識の薄い司法の機能拡充を図る第一歩となる(女5)
 - ・一人一人が自分の裁判として考える限り、真摯な裁判が実現していく(男6)
 - ・制度疲労に陥った現在の裁判所を救う唯一の道だ(男6)
 - ・民主化の及んでいない司法の独善化を抑止する意味で重要な役割をなす(男11, 23)
 - ・司法の開放に繋がる(女7)
 - ・司法界に活気を与える(男5)

1.2 陪審制度導入のための条件・基盤整備について

多くの人が陪審制度導入のための条件・基盤整備の必要性、あるいは制度導入についての不安(後掲1.3参照)を述べていた。前掲1.1のように、陪審制度のメリットについて触れた人の多くも同様の意見を述べている。

- 1- 制度導入のために国民に必要なもの
 - ・陪審制度に対する理解(女1, 9, 12、男11, 46)
 - ・裁判所に対する見方を変える(男11)
 - ・基本的人権の尊重の意識(女1、男18)
 - ・陪審員に課せられる責任、差別のない社会の尊さ、等の国民の意識改革(女10)
 - ・陪審員になることへの誇り(女1)
 - ・社会への参加意思の醸成(男7, 58)
 - ・社会意識の改革(男64)
 - ・意識の向上(男5, 16)
- 2- 制度設計にあたり検討が必要とされるもの
 - ・裁判の短期化(男7, 27)
 - ・裁判の短期集中審理(男52)
 - ・裁判のほとんどが1日で終結、長くても2日で終結する必要(女1)
 - ・わかりやすい裁判(男7)
 - ・国民が利用しやすい裁判制度への変革(男27)
 - ・わかりやすい法律条文化(男7)
 - ・公平な判断を確保する制度の整備(女4, 9)
 - ・信頼や公平を担保するための一定期間の職業訓練を受けて、職業裁判官に優るとも劣らないという評価が得られる仕組みの構築(男31)
 - ・外部情報からの隔離(女7)
 - ・陪審員の危険からの保護政策(男9)
 - ・暴力団を野ざらしにしたままで陪審制度を論じることには問題があり、陪審員保護の充実が不可欠(男7)
 - ・法的思考ができる国民から陪審員を選出(男42)
 - ・陪審員の選任方法の明確性の担保(女9)
 - ・陪審システムの透明性(男7)
 - ・国民のプライバシー保護(女1、男4, 47)
 - ・長期間隔離された場合のメンタルケア(男52)
 - ・陪審員席の確保(男7)

3- 制度導入のために必要な基盤整備

- ・義務教育下等での法学教育の検討(男10, 18)
- ・教育制度における法律の位置づけの再検討(男62)
- ・自分が考える正義と法的正義は異なるので、早期段階で法教育が必要(男54)
- ・ある程度の法知識を得るための教育が必要(女10)
- ・自分の意見を持ち、自己表現、議論ができることが前提なので、幼いころからの教育が必要(男54)
- ・陪審員が被る負担を最小限に抑える法的・社会的制度の整備(男64)
- ・国民が陪審裁判に集中できる環境(男50)
- ・裁判後も判決に不満を抱く人たちから生活の安寧を侵害されないようなそれなりの社会保障措置(男4)
- ・マスメディア報道の正確性の担保と事実の歪曲の防止(男9)
- ・雇用への影響の排除(男9)
- ・会社等に公休が認められる制度(女2)
- ・労働法上の休暇の保障(男52)
- ・企業理解(男42)
- ・企業との兼ね合い等、周りの環境整備(男50)

4- 議論の必要性に言及した意見

- ・陪審制度導入についての国民的議論が必要(男16, 22)
- ・陪審制度は国家権力が国民生活に介入するおそれがあるので、短期間に成立して国民に押しつけることは回避されなければならない(男22)
- ・陪審制度導入による利点以上に難点がまず考えられなければならない(男51)
- ・国民が司法に参加すること、事実認定に関与することが、司法にとってよいことなのかどうかを考える必要がある(男29)
- ・検察審査会と陪審制度とでは参加国民にかかる重みがまったく違うので、陪審制度を検察審査会と平行に考えることはできない。民事調停制度における調停委員もひとかどの人から選ばれているはずなので、陪審制度と同一に論じられない(男13)
- ・アメリカがやっているのだからという短絡的な理由からの導入ならば賛成しかねる(男10)

- ・「官から民へ」の風潮に乗り遅れるなどの発想からの導入ならば、少し待ってもらいたい(男31)

1.3 陪審制度に対する不安について

陪審制度の導入に不安を感じる立場からの意見は数多くあった(58名)。これら意見は、0- 事実認定に対する不安(47名)、1- 裁判が変質してしまうことに対する危惧(20名)、2- 司法への信頼を失墜させる危惧(18名)、3- 日本には受け入れにくいとする意見(23名)、4- 制度導入の目的・手段を再検討する必要性に言及した意見(4名) に大別される(重複回答)。このうち、0- 事実認定に対する不安、については、後掲「3.3, 4- 陪審員の実事認定に対する信頼性についての意見」を参照されたい。

- 1- 裁判が変質してしまうことに危惧を抱くという趣旨の意見 = 20名
 - ・裁判が法で裁くのではなく、陪審員の涙を誘うためのパフォーマンスの場へと変わってしまう(男1)
 - ・弁護士の演技力如何で無罪となる可能性を危惧する(男2, 45, 59)
 - ・裁判は騙した者が勝ちということのないように職業裁判官が対応しているのに、一般国民になると当事者も騙そうという意識が強くなるだろうし、難解な言葉を並べ、演技で情に訴えてくれば騙されそうな気がする(男70)
 - ・事件担当した検察官や弁護士の技術で有罪無罪が左右されてしまう(男20, 36)、民事事件であれば納得のいく判断が得られなくなる(男20)
 - ・刑事無罪でも民事では多額な賠償が認められるようになったり、芝居まがいで無罪を勝ち取ることが横行しかねない(男31)
 - ・無罪の者が有罪になることは許されないが、有罪となるべき者が無罪になることも許されない(男29)
 - ・真実の探究とその結果が異なった判断がなされるのは納得がいかない(男36)
 - ・陪審制度は真実の発見に寄与するものではなく、むしろ曲げられる恐れが強い制度である(男19)
 - ・多数が関与すること、いわゆる民主的であることが司法、特に裁判に絶対なものなのか。真実

- の追究と民主主義は別のものだ(男15)
- ・国民が感情的になったときに、唯一冷静に判断してくれる裁判法廷に、今の状態の国民の参加を促すと、中立のはずの判断が無意味になってしまう(女13)
 - ・陪審員の判断で有罪の者を無罪にしてしまうことは問題であり、現行制度以上にその危険性がある(男68)
 - ・無罪にしたほうが無難だという事例が多くなるだろう(男3)
 - ・外国で誤判が多いとされる陪審制度を導入することは問題だ(男49)
 - ・訴訟当事者が、陪審員がすべて客観的判断ができるとは限らないことを前提に裁判するのであれば、裁判が一種の商売と化してしまう(男20)
 - ・被告人に陪審裁判の選択権を与えると、職業裁判官の裁判では有罪にされそうなので回避しようとなりそう(男3)
 - ・陪審員が買収される懸念がある(男22, 47)
 - ・汚い裏取り引きが出てくるだろう(男70)
 - ・職業裁判官には弾劾裁判等の担保があるが、陪審裁判では裁判の責任の所在はどうなるのか(女3)
 - ・陪審員の判断で自衛隊が違憲とされたらたまらない(男30)
 - ・熟練した職業裁判官が判断したほうが訴訟経済的にもよい(男33)
- 2- 制度導入は司法への信頼を失わせるのではないかとする意見 = 18名
- ・法廷外のさまざまな事実により心証に影響を受ける一般人が事実認定を行う点で、司法の公平性を後退させる(男29)
 - ・公平な裁判が確保されなければ、裁判所への信頼が低下する(女4)
 - ・同一の事実でも、陪審員が異なれば異なる認定がなされるおそれがあり、国民の司法に対する信頼が損なわれてしまう(男26, 33, 61)
 - ・司法に積極的に参加したがる国民に参加を許容する場合と、国民を無理やり参加させる場合とでは、陪審裁判の結果は異なるだろう(男23)
 - ・いい加減な陪審員もいればまじめな陪審員もいる、個々の能力や考え方にも差があり、不公平が生じる(男45)
 - ・裁判は一般人に要求される知識以上に職業的経験が要求されるので、陪審制度の導入が法の支配に穴を開けかねない(男43)
 - ・客観的な事実認定ができる自信がない陪審員に裁かれる者は、裁判の結果に納得しないのではないか(男68)
 - ・陪審裁判で有罪となった被告人が果たして納得するのか(男63)
 - ・社会的制裁の効力の増大も考えられる(男50)
 - ・日本に普及するご都合個人主義が司法制度に与すると思うとぞっとする(男5)
 - ・衆愚裁判に陥る可能性がある(男63)
 - ・一般国民の法意識の不足が職業裁判官の思い通りの進行を許し、体裁上は国民が司法に直接参加しているものの、実質的に国民と司法との溝が深まるおそれがある(男18)
 - ・民主的統制という形式的な意味しか得られず、実質的・実際上は司法に対する信頼が揺らくことに繋がる気がする(男15)
 - ・国民への司法意識の浸透の要請と陪審制度の導入が直接的な因果関係にあるとは解し難い(男43)
 - ・裁判所に対する国民参加は、国会に対する国民参加と比べて直接的であること、直接人権にかかわることから、陪審員の誤判による犠牲は大きい(女4)
 - ・司法は立法・行政とは異質であり、常に国民の意見・考え方が直接に及べばよいというものではなく、被告人を守るために世論を押し切っても社会通念にしたがって客観的かつ妥当な結論を導かなければならない(男61)
 - ・世論に左右されない理性の府たる裁判所に、陪審制度のような民主主義の契機の高い制度の導入は時期尚早(男34)
 - ・司法に国民が参加し過ぎるのはよくない。司法は常に民主主義が支配する領域ではなく、少数者の人権を擁護する機関でもある(男12)
 - ・一般人と法律を一時的にしる近づけてしまうことにより、法秩序が崩壊するかもしれない(男3)
 - ・法的安定性・国民の司法に対する信頼性を維持するためにも、国民の司法への直接参加を認める必要はない(男61)

- ・中途半端な状態で導入すると、問題が問題を生み、最悪な状態で失敗を招くかもしれない(女10)
- 3- 陪審制度は日本に受け入れにくいのではないかという趣旨の意見 = 23 名
- ・日本国民の個人主義は西欧諸国に劣るので不安(男5)
 - ・歪んだ個人主義が台頭してきている日本には不適合(男33)
 - ・日本には陪審制度を導入する歴史的背景がない(男26, 49, 50)
 - ・日本には陪審制度の伝統がなく法教育も不徹底(男10, 43)
 - ・日本にはお上意識があるので、陪審制度はなじまない(女10、男11, 30, 67)
 - ・国民は国や公共的なものへの漠然とした安心感や信頼感がある(男31)
 - ・訴訟当事者は法の専門家である裁判官を信頼すればこそ安心して訴訟に臨むことができる(男63)
 - ・威厳ある裁判官に裁かれることにより裁かれる側もある程度納得がいくのではない(男67)
 - ・裁判官には権威が備わっており、専門家なので判断も納得がいく(男50)
 - ・現状での導入は日本の性質に合わないうえ、必要となる基礎がない(男54)
 - ・日本人は割り切れた国民ではなく、陪審制度を導入する必要性も乏しい(男33)
 - ・勤労の日本人には受け入れにくい(男33)
 - ・政治への関心も低く、陪審義務が課されることには抵抗を感じるのではない(男11)
 - ・司法制度に無関心の日本で陪審制度を採用しても、司法制度の改善に資するとは思えない(男67)
 - ・現状のままで陪審制度を導入しても機能しない(男51)
 - ・大多数の国民が司法について考える余裕があるのか(男62)
 - ・ライフスタイルが多様化した現在、陪審員の負担が大きい(男55)
 - ・長期化した場合には、陪審員の私生活を奪ってしまうことになる。家族との不和や会社での立場などへの影響が出ると、国民の義務では済まされない問題が出てくる(男52)
- ・職業裁判官の事実認定に対し、国民がそれほど不信感を抱いているとは思えない(女9、男11, 28)
 - ・職業裁判官の感情が一般の法感情と差異があるとは思えず、陪審制度は必要とは思わない(男35)
 - ・現行裁判制度が望ましく、また十分(男35)
 - ・国民が本当に裁判に直接参加したいと考えているのか疑問(女10)
 - ・国民が司法に参加してどうするのかといった目的がよくわからない(女3)
 - ・アメリカの陪審裁判の報道を見ている日本人には、拒絶反応が大きいのではない(男9)
- 4- 導入の目的・手段を再検討する必要性について言及した意見 = 4 名
- ・司法に対する国民の無関心を改善することは必要だが、陪審制度を手段とするのではなく、むしろ司法に対する意識が高まった結果、陪審制度の導入が検討されるという流れであるべき(女13)
 - ・陪審制度は国民の自己啓蒙、啓発には有効に働く面もあるがそれを目的として機能させる制度ではない。別の方法で日本人の意識の啓発を図り、軌道に乗った時点で陪審制が導入されれば、相乗的効果が発揮されるのではない(男5)
 - ・国民に、司法への関与意識が育たないままに陪審制度導入しても、いたずらに国民の日常生活・経済活動・精神活動を阻害し、公平性を劣化させてしまう。陪審制度導入に向けた準備は必要であろうが、その前、あるいは並行して国民の意識司法へ向けさせるための手段を講じる必要がある(男58)
 - ・国民の意識の向上も図っていないのに、陪審制度を導入しようというのはチャンチャラおかしい(男16)
- 1.4 陪審制度導入当初と制度定着後では考えが変わる可能性があるとする意見
- ・陪審員をやりたい人は、制度導入当初はあまりいないのではない(男59)

- ・陪審裁判も運用次第では制度の不安も解消するだろう(女5)
- ・実際に自分が陪審員を務めて雰囲気がかれば、意見も変わってくるかもしれない(男23)
- ・陪審制度導入後しばらくは陪審員に対する不安感から職業裁判官を望む声が後を絶たないだろうが、その後の運用次第では慣れてくるのではないだろうか(男55)

2. 陪審員が人を裁くということ

陪審制度のもとでは、一般国民が陪審員となって事実認定を行うことになる。自分自身が有罪無罪の判定に携わる、あるいは自分自身の作為不作為が一般国民からなる陪審団によって事実認定され、有罪無罪を決せられることは、自分自身が裁判にかかわることを考えた場合に、国民にとっては大きな関心を寄せざるを得ないことである。

今回収集した意見の中でも、一般国民が人を裁くということについて言及した意見は多く見られた。大別すると、2.1 人が人を裁くということについて、2.2 自分が人を裁くことについて、2.3 自分が陪審員に裁かれることについて、の意見があった。

2.1 人が人を裁くということについて

- ・裁判官であろうと陪審員であろうと、そもそも人が人を裁くということ自体が矛盾を含んでいる(男30)
- ・人が人を裁くということは難しいこと(男48)
- ・一般人に、被告人を有罪にするという重大な任務が務まるのか(男25)
- ・一般人に他人の人生を決定する権限を付与することには抵抗がある(女11、男38)
- ・被告人を有罪とすることを、素人が「仕事だから」と簡単に割り切れないのではない(男14)
- ・事件が凶悪、陰惨である場合には陪審員の職務を全うできない人も出てくるのではない(男14)
- ・選挙投票は何の知識がなくても平等に機会が与えられ、投票しているが、陪審員にはそれなりの覚悟と訓練が必要(男54)

2.2 自分が人を裁くことについて

- 1- 自分が人を裁くことを考えた場合の積極的意見 = 7名
 - ・自分が陪審員に選任されれば喜んで裁判に参加するだろうし、最後まで引き受けた問題には取り組んでいくと思う(男53)
 - ・自分が選ばれたら司法試験に合格していないのにやらせてもらえるのだから、大いにやる気を燃やす(女3)
 - ・提出された証拠に基づき公正さを求めた結果なので、被告人を有罪にすることには何のためらいも感じない(男64)
 - ・残酷無慈悲な事件ならば何の躊躇もなく有罪にできる(男19)
 - ・日本人は肩書きや役割に忠実なので有罪判決に心を痛めないだろう(男3)
 - ・陪審員が被告人を有罪にすべきか否かについて悩むことも陪審制度のメリット(男9)
 - ・現時点では有罪にする勇気はないが、もっと法律知識を得れば自信を持って有罪にできるかもしれない(男42)
- 2- 自分が人を裁くことを考えた場合の消極的意見 = 14名
 - ・陪審員の肩にかかる責任が重く気が重い(女2, 8, 12、男7, 10)
 - ・自分には人を有罪にするほどの知識がない(女11)
 - ・有罪判断にはためらいが出る(男31, 67)
 - ・物事を考えるのと違い他人のことを考えると困惑する(男50)
 - ・恨まれるので有罪にしたくない(男70)
 - ・万一不当な判断をした場合の罪悪感や有罪人から一生恨まれるだろうと考えてしまう(女8)
 - ・被告人の命がかかる重罪事件などは断る(女2)
 - ・人を公平に裁く自信がないので嫌だ(男44)
 - ・自己内に矛盾を抱え、さらに被告人の境遇を知っていながら被告人を有罪とすることは傲慢であり勇気がいる(女7)
 - ・陪審員の判断ミスで冤罪となった場合に、法的責任は負わないとしても道義的責任は負わざるを得ず、自責の念にかられ大きな負担を抱えることになる(男56)

- ・有罪の場合は情が移ってしまうだろう(男71)
- ・ことは重大であり自分が刑法199条を運用してよいのか悩むと思う(男56)
- ・100%悪いことだと法律的にも倫理的にもわかっていることを、「悪いことだ」と言いきり、認めることには、辛い思いをするものだ(男44)
- ・陪審員の中で一番最初に「有罪」と言うことはひとまず避けたい(女7)

2.3 自分が陪審員に裁かれることについて

- ・陪審員に自分が納得のいかない判断がなされたときは恨んでしまうかもしれない(男33)
- ・敗訴すると納得がいかない(男36)
- ・自分が被告人であるとして自分のことを犯人ではないのかと偏見を持つ陪審員に裁かれるのだとしたら、たまったものではない(男24)

3 . 陪審員の事実認定について

陪審制度が導入されれば、自分が陪審員に選出される可能性もあることから、自分がどのような事実認定が可能かについて国民が思いを巡らせる意味は大きいと考えられる。陪審制度のもとでは、1) 一般国民が客観的な事実認定ができるのか、2) 裁かれる側が陪審員の事実認定に信頼を置くのか、という点において、国民の意識を知ることは重要であると考えられる。

3.1 事実認定できる自信についての意見

自分が陪審員に選任された場合に、感情や外部の声に左右されず、冷静に客観的な判断ができる自信の有無については、意見が分かれた。

- 1- 自信があるとする人の意見 = 7名
 - ・できると思う。自信がある(女5, 13, 男16, 18, 33, 45)
 - ・有罪か無罪かを客観的に検討しようと努力すると、だんだん主観的な意思がなくなってくる(男57)
- 2- 自信がないとする人の意見 = 20名
 - ・自信がない(女6, 7, 8, 11, 男19, 24, 26, 35, 36, 41, 44, 55, 57, 60, 68, 70, 71)

- ・家庭事件ならば判断できる自信はあるが、それ以外は自信がない(女12)
- ・勘に頼る場面が出てきてしまう気がしてならない(男55)
- ・外部の声には左右されない自信はあるが、自分自身は応報的な価値観を持っているので冷静な判断が下せるかは疑問(男19)
- ・できるだけ冷静かつ客観的に判断するように努めるものの、他の陪審員ともめてしまうとうなるかわからない(男23)
- ・他の陪審員の陪審制度に対する姿勢が自分と違うような場合には不安がある(男23)
- ・演技で情に訴えてくれば、騙されてしまうだろう(男70)
- ・他人のことに一生懸命になる気がせず、結局法律家に頼ってしまうだろう(男70)
- ・死刑判決を受けた被告人の家族から「人殺し」呼ばわりされたり、陪審員の身の安全が保持されない場合などは判断を鈍らせることになるのではないか(男55)
- ・暴力団員が被告人だった場合や残酷な犯罪のときには冷静に判断ができる自信がないので、ケースによって選任をOKするかを選択できるように十分に時間と情報を与えたほうがよい(男53)
- ・客観的な判断をできるだけしたい。ただし、自分が経験したような事件だと、感情的になって偏狭な判断をしたり、江戸の敵を長崎で討つように報復的な判断をしてしまう可能性もある(女3)

3.2 客観的な事実認定ができる自信があるとする人の意見

自分自身が陪審員に選出された場合には、感情や外部の声に左右されることなく、冷静に客観的に判断する自信があると述べた人であっても、他人が自分を裁くこととなると懐疑的となる人が多い(7名中5名)。自分に自信があつて、かつ陪審員に裁かれたいとする意見は1人とどまった。客観的な判断ができる自信がないと吐露する人に至っては、陪審員に裁かれたいと述べる人は皆無であった。

自分自身が陪審員に選出された場合には、感情や外部の声に左右されることなく冷静に客観的に判断する自信があると述べた人が、他人の事実認定は信用できないとして挙げた理由は次の通りであった。

- ・ マスコミが世論を操れる状態のもと、集団行動好きな日本人が陪審員を務めるのは問題（女13）
- ・ 一般人は誤った判断をする危険性が高いとどうしても思ってしまう（男16）
- ・ 自分は基本的人権の尊重の意識があるから冷静・客観的な判断ができるが、一般人はその意識すらなく、法にあまりに無知である（男18）
- ・ 学歴のない者は一般に信用しにくいし、学歴がある者といえども現在の歪んだ入試体制、入学後の学生の態様から見ても一概に信用できるとは言えない（男33）
- ・ 誰が陪審員になるかわからないので、陪審員に裁かれるのは嫌だ（男45）
- ・ 自分以外には情熱的に生きている人は見当たらず、流されたほうが楽という人が多く、法廷では意見を述べず、そのままイエスと流されそう（女3）

3.3 事実認定についての意見

1- 陪審制度導入に賛成する立場からの意見

- ・ そもそも人を裁き罰を与えるということは人間の感情に端を発しているのだから同情や怒りといった感情から総合的な判断ができなくなるおそれはあるが、法律知識がない人でも正しい判断が下せないとは思わない（男65）
- ・ 陪審員は無責任かもしれないが、責任があり形に固執しがちな職業裁判官と異なり、いい意味で自由に判断を下せる立場の人が参加することもよい（男65）
- ・ 陪審員は事件数に追われることなく緊張して審理に取り組むことができるだろう（男9）
- ・ 裁判の選択肢が二通り提示されることで、自分にとって無罪判定がされやすい手段を選べるのは魅力的（女2）
- ・ 被告人が選択できるので不利益にならない（男11）

- ・ 猥褻概念等、社会通念により決められるものについては一般人が判断したほうが望ましい（男9）

2- 自信と公正さの関係に言及した意見

- ・ 自分は客観的に判断したつもりでも客観的であると思われる判断と法的判断とはすべてが重なり合うわけではなく、自信と公正さの基準は違う（男43）

3- 陪審員の事実認定には客観性等を必要としないとする意見

- ・ 一般国民ならばどのような判断を下すかの判断が陪審員に求められるだろうから、必ずしも裁判官と同程度の客観性は必要ではない（女6）
- ・ 正当な判断を作り出す議論や複数の正当と思われる判断のせめぎあいの場は保障されるべきだが、陪審員の判断が客観的かどうかは絶対的に重要ではない（男72）
- ・ 陪審制度は国民の感情を訴訟に反映させる制度であるから、自ずと陪審員の判断も一時の激情に押し流されたものに統一されるのではなかるうか（男8）
- ・ 陪審員個々人の善悪の判断や感情に強く左右されるので知識にとらわれずに素直な判断ができるので、裁判の結果がその事件に対する国民感情に沿ったものとなり、国民は裁判の結果に納得がいくのではないかと（男59）

4- 陪審員の事実認定に対する信頼性についての意見

陪審員の事実認定について多くの意見が多く寄せられたが（54名）、その多くは陪審員の事実認定に不信感を示すものであった（47名）。それら意見は大別して、a. 訓練の必要性（19名）、b. 公平・公正な判断に疑問（40名）、c. 偏見による事実認定を危惧（6名）、d. 国民の能力に疑問（18名）、e. 陪審員のやる気・責任感に疑問（13名）に分類できる。

その他、陪審員の事実認定に関連して、f. 職業裁判官の事実認定に信頼が置けるという意見（23名）、g. 陪審員による事実認定を危惧する必要はないとする意見（5名）があった。

- a. 訓練されていない一般人に事実認定は難しいのではないかとする意見 = 19名

- ・トレーニングを積んでいない一般人・素人に事実認定をさせることは危険(男2, 60, 64)
- ・事実認定も仕事や勉強、プロスポーツ選手と同じで、たまに裁判をやって事実認定せよといわれても、毎日仕事として事実認定している人の手際の良さや判断の善し悪しには総じてかなわないのではないか(女3)
- ・普段は通常の生活を営んでいる一般市民に事実認定などというデリケートな作業ができるだろうか(男13)
- ・素人の判断は事実認定の正確性を欠く場合が増えそう(男21)
- ・存在をあげて思惟を投げ、根底的な場所より人に相対したことの無い人間には、冷静かつ客観的な判断などは無理だ(男7)
- ・陪審員が事実認定を行う一番の問題点は、法廷外部の要因に心証が影響されてしまうことだ(男29)
- ・一般国民の考えとして、「逮捕 = 罪を犯した」という図式ができ上がっているので、事実認定を一般人が正確に、少なくとも職業裁判官と同程度に正確にできるか疑わしい(女1、男11, 31)
- ・本格的な勉強、実務経験を積んでいない者に、本当に他人の人生を左右する際に毅然とした態度で正しい判断が下せるのか(男38)
- ・冷静な判断を下すという訓練を受けていない者にとって、それは意外に困難なものではないだろうか(男39)
- ・法理論を知らない陪審員は、自分が納得して確信のうえで判断を下すことは難しい(男14)
- ・法律的思考が養成されていない一般人は、偏見や外部との接触、周囲のメディアの影響を受けて判決に重大な影響を及ぼす可能性がある(男25)
- ・一般人は、基本的人権の尊重の意識がない(男18)
- ・誤った判断をするおそれは非常に大きい(男52)
- ・刑法の有罪無罪の判定は実に難しいものである(男12)
- ・事実認定は素人ができるほど簡単ではない(男41)
- b. 公平・公正な判断に疑問を呈する意見 = 40名
 - ・陪審員の判断が公平・適切である保障はどこにもない(男14)
 - ・裁判の公正・公平性はどうか担保するのか(男63)
 - ・陪審員は信頼や公平さが担保されない(男11, 31)
 - ・一般人がすべて冷静かつ客観的な判断ができるという保障はない(男20)
 - ・社会的に注目を浴びている事件に対して冷静かつ客観的な判断ができるとは到底思えない(男17)
 - ・国民は冷静な判断を行う自信があまりないのが本当のところである(男26)
 - ・一般人には、感情や思い込み、外部の声に左右されない客観的な判断は難しい(男24, 36, 48, 54)
 - ・法律についてほとんど知識のない一般人が公平な判断をすることは不可能(男36)
 - ・裁判官ですら客観的な判断ができないのに、一般人にそれができるとは到底思えない(男30)
 - ・私情や外部の声に左右されずに事実認定できる自信は裁判官としての自覚に基づくものであり、一般人が有罪無罪の客観的な判断ができるかは疑問(男12)
 - ・陪審制度に反対の最大の理由は、裁判の公正さに疑問が残るからだ(男68)
 - ・興味本位でやる気のない人が公正な判断を下せるのか疑問(女3)
 - ・素人の陪審員に、法廷に現出した証拠や証言のみで正当な判断を委ねるにはかなりの不安がある(男71)
 - ・義務として課されたものを、国民一人一人が感情に左右されず、冷静に判断することは難しい(男37)
 - ・好き嫌い、同情、恐れ、利害などがあっても、公平で冷静な判断下せるのであろうか(男39)
 - ・第一印象的な判定が下されるおそれがある(女6)
 - ・陪審員は感情に左右されるおそれがある(女11、男32, 42, 59, 60)
 - ・事実認定という法律論ないし法的作業に陪審員の感受性が影響してしまう(男2)
 - ・陪審員個々人の善悪の判断、感情に強く左右さ

- れるだろう(男59)
- ・陪審員は個人の意思に基づいて事実認定をせずに、マスコミの風評、世間の流れ等で判断してしまうおそれがある(男69)
 - ・大衆は大衆に流されやすく、一般人は先入観や感情に流されやすい。判断力と外部情報の遮断には疑問が残る(男50)
 - ・外部的な要因により心証が影響を受け、動くことのない過去の一回的事実が動いてしまう危険性が高い(男29)
 - ・一般人にとって外部の声に左右されずに客観的判断をすることは難しい(男7,37)
 - ・一般人はマスコミによって偏向的な心証を形成するおそれもある(男38)
 - ・一般人はテレビ、新聞、雑誌等からの情報に左右される危険性が高い(男68)
 - ・日常生活の情報にさらされていると、間違いなくそれに流されるという傾向が強い人は多いだろう(男44)
 - ・マスコミを通じて予断を抱く危険をどう払拭するのか(男63)
 - ・偏ったマスメディア情報に流される国民を保障・保護することができるのか(男51)
 - ・自分は客観的にものを見ることができるという自信がある者であっても、人の噂話やマスコミの誇張された報道の中で動揺を覚えるのではないか(男71)
 - ・和歌山カレー事件が仮に陪審裁判で有罪となったとしたら、マスコミの報道による偏見を持った陪審員が非難されたときに堂々と反論できる人は少ないだろう。それは陪審制度への不信感を募らせることにもなる(男3)
 - ・情報から隔離して生まれる判断が正しいというわけでもない(男44)
 - ・情報から隔離しても、先入観を持っている可能性がある(男64)
 - ・報道機関により凶悪犯罪という先入観が作られてしまった場合、特別な教育を受けていない国民が公平な判断をなすうか(男34)
 - ・暴力団事件等においては、後の報復を恐れてわざと被告人有利の事実認定をするおそれもある(男38)
 - ・日本人は他人の意見に左右され、自分の意見を明確に表明したがないところがあるため、十分な議論がなされないのではないか(女6,男21,32,52)
 - ・日本人は長いものに巻かれる思想があるので、正確な判断が期待できない(女11,男69)
 - ・大きなもの、強いものには巻かれる傾向があるので公平・公正さが保たれるか疑わしい(男15)
 - ・日本人は判官びいきの考えがあるので、裁判外の事情が耳に入ればそれに大きく左右されてしまう(男54)
 - ・日本人は多数意見に飲まれやすい(男5,69)
 - ・ことなかれ主義、横並び主義の中では、一部の声の大きい者に影響され、偏った判断がなされる危険が大(男15)
 - ・現代のようにマスコミが世論を操れる状態のもとで、集団行動の好きな日本人が陪審員を務めるのは問題だ(女13)
 - ・日本の会社、学校、組合などのすべての団体に卓越している集団主義が裁判に反映されないだろうか。自閉化、内閉化する今の若者に、個の存立が問われるところでの判断が可能なのか。集団内の和の維持が不当判決を結果しはしないか(男7)
 - ・法が規定する事実認定ルールを、陪審制度の導入により、実質的に空文化させないか(男63)
- c. 偏見による事実認定を恐れる意見 = 6名
- ・すこぶる把握しがたい価値判断基準で有罪にされてはたまらない(男3)
 - ・感情や偏見による誤判が心配(女4)
 - ・思想的に偏っている人に自分の判決を任せるのは心配(男47)
 - ・妙な正義感にとらわれて事実認定の目が曇りがちになることがあるのではないか(男13)
 - ・一般人の社会的背景の差を考えると、まともな裁判ができるか疑わしい(男56)
 - ・陪審員となる一般人はどのような人なのか少しも信頼が置けない(男51)
- d. 国民の能力に疑問を感じるとする意見 = 18名
- ・被告人の人生を変えてしまう重大な判決を、法的知識・技術を持たない一般人によってなされることを危惧する(男25)
 - ・陪審員の、事実認定に必要となるであろう前提知識の差を考えると、まともな裁判ができるか

- 疑わしい(男56)
- ・現在の国民全体の法律および事件に関する意識のレベルの低さを見ると、陪審制度に賛成できない(男64)
 - ・知識・知性レベルが一定しない陪審員の判断は、訴訟当事者にとって不安定で予見可能性が薄いものとなる(男5)
 - ・学歴のない者は一般に信用しにくいし、学歴がある者といえども現在の歪んだ入試体制、入学後の学生の態様から見ても一概に信用できるとは言えない(男33)
 - ・知識のない人に裁かれるのはいい感じがしない。知識の備わった人に裁いてもらったほうが安心できる(男59)
 - ・一般人は、法律的な知識の有無、法や裁判といった手続き上の理解の深さが疑わしい(男3)
 - ・一般人は法律に無知(男18, 36)
 - ・陪審員の能力に疑問を感じる(男36)
 - ・人を裁く能力に疑問な一般人は、疑わしきは罰せずを行き過ぎて守ってしまいそうだ(男3)
 - ・一般人には捜査のプロである検察に不手際があったとしても、それを糾弾する能力も発見する能力もない(男14)
 - ・法律や事件証拠についての知識のない人に、正確に真実を引き出す能力があるのか疑わしいので、国民が事実認定において主体的役割を担うのは不安(男1)
 - ・一般人が実体的真実の発見を十分になせるのか疑問。専門的事件や重大事件などは、陪審員に対する信頼の面で躊躇してしまう(女7)
 - ・自分自身の無力さに照らし、一般人がすべて他人を裁けるだけの中身があるとは思えない(男3)
 - ・法的知識のない一般人が本当に事実認定できるのか疑問(男12)
 - ・法的知識のない人が人を裁くことは危険(男67)
 - ・裁判官でさえ誤認があるのに、ましてや...という不安がある(男28)
 - ・一定の法知識を備えた職業裁判官が専門知識を得たうえで事実認定を行うのと、常識の程度に個人差の大きい一般人が専門知識を得たうえで事実認定を行うのとでは、後者が劣る(男21)
 - ・陪審員には証拠から事実認定を行うだけの判断力が見込めるとは言えない(女6)
 - ・義理や人情を重んじる国民性に、さらに無知を加えた判断が下る危険性がある(男10)
 - ・高度な知識を要する事件を陪審員に委ねるのは酷なこと(女8)
- e. 陪審員のやる気、責任感に疑問を呈する意見 = 13名
- ・陪審員としての責務を満足に果たせるほど、日本は社会的に成熟していないのではない(男13)
 - ・何ら責任を負わない一般人に白黒を決められるのには抵抗がある(男67)
 - ・被告人の人生を左右するような判断を素人がすべきではない(男17)
 - ・半ば強制的に引き受けさせられた者に、冷静な判断が行えるかは甚だ疑問だ(男10)
 - ・義務だからといって気が進まないのに陪審員になったものが、真剣に公平にその事件に取り組めるとは思えない(男44)
 - ・受け持つ裁判がどのような結果になっても、責任や興味を感じない人に任せるのは心配だ(男47)
 - ・やる気のない一般人に自分の人生を左右されたくない(男20)
 - ・いい加減な人が陪審員にならないか不安だ(男28, 45)
 - ・いい加減な人やヒステリーな人に判断されるのは被告人に不利益(女3)
 - ・他人の裁判でまじめに話し合えるか疑問(男45)
 - ・一般人はみんながみんな真剣に取り組むか疑問(男50)
 - ・陪審員に、長年修練を積んだ職業裁判官ほどの覚悟や能力は期待できない(男13)
 - ・一度限り、一回限りの集合体である陪審団では無責任体制になりやすい(男15)
 - ・全国民が有罪の評決ができるか疑わしい(男26)
 - ・興味本位でやる気のない人が参加し、当事者のプライバシーを侵害するのではない(女3)
 - ・事実認定のときに見聞きした事柄が守秘義務の対象となったとしても、一般人はこれを守れる

のか疑問（男13）

- f. 職業裁判官の事実認定に信頼を寄せる意見 = 23名
- ・ 事実認定は職業裁判官が行うべき(女11、男19、21、29)
 - ・ 陪審制度は訴訟に国民の感情を反映させるに過ぎない制度なので、事実認定はあくまでも職業裁判官に行わせるべき(男8)
 - ・ 数多くの事実認定を行っている職業裁判官は、証拠の信頼性や証人の態度等の判断に優れ、感情やマスメディア等に左右されることも少ないと考える(男21)
 - ・ 職業裁判官は客観的に判断することを職業としており、訓練されているから感情や外部の声に左右されずに客観的な判断をすることが可能だ(男60)
 - ・ 職業裁判官は法律の知識・経験を積んでおり、冷静かつ客観的判断ができるので安心だ(男32)
 - ・ 職業裁判官は訓練されている(男29、36)
 - ・ 職業裁判官は経験を積んでいる(男31)
 - ・ 職業裁判官は特別な教育を受けている(男34)
 - ・ 職業裁判官に裁かれたほうが安心(男10、26、33)
 - ・ 職業裁判官は、外見上は公正さを持ち、信頼を得ている(男11)
 - ・ 職業裁判官は「疑わしきは被告人の利益に」の原則をしっかりと守ってくれそう(男23)
 - ・ 職業裁判官の判断は客観的で感情が入り混じりづらい(女7、男15)
 - ・ 職業裁判官のほうが専門的知識もあり、職業的責任や義務を負っているため、客観的判断が期待できる(男48)
 - ・ 職業裁判官は自分の仕事に対して責任感や誇りを持っているはずなので、被告人の人生を左右するような重大な判断をするプロとしての資格を有している(男17)
 - ・ 職業裁判官は責任ある判断をする(男35)
 - ・ 事実認定は有罪無罪のかぎとなる以上、より慎重になされなければならない、経験を積んだ者に委ねるべきだ(男13)
 - ・ 裁判官になるために勉強し、努力してきた人がいるからには、裁判は職業裁判官に任せたい(男45)
 - ・ 職業裁判官は高度な知識を持っていて、常識的

な判断を下せる(女8、男45)

- g. 危惧する必要はないとする意見 = 5名
- ・ 陪審制度での国民の判断も一時の激情に流されたものとして自ずと統一されるだろう(男8)
 - ・ 陪審員をホテルに缶詰にすれば陪審員が外部の声に惑わされるおそれはないだろう(男19)
 - ・ 陪審員が感情や外部の声に左右されたり、専門的分野が理解できない場合には、裁判所が後見的役割を果たすべき(男9)
 - ・ 国民の事実認定能力については、裁判官だって自身の心証、経験則等で判断するのだから、一般人に欠けているということはないだろうし、そのような立場を任されれば、クールになると努力するはずである(女2)
 - ・ 能力なく異動ばかりしている裁判官よりは信頼できる。むしろ専門分野に長けた一般人は多くいると思われる(女3)

4. 陪審員による専門的訴訟の事実認定

陪審制度の設計如何だが、コンピュータ犯罪や商法上の特別背任事件等の専門的訴訟についても陪審裁判の対象となる可能性がある。陪審員がこのような専門的訴訟の事実認定をどう考えるかの意識を知ることは意味があると考えられる。

4.1 事実認定できる自信の有無について

- 1- 自信があるとする人の意見 = 5名
- ・ 理解して事実認定できる自信がある(女13、男33)
 - ・ 多少のレクチャーを受ければできる(男57)
 - ・ 自ら陪審員になると決めた以上は、責任を持って理解しようと努力すべきである(男8)
 - ・ 事実認定には専門性を有しないので一般国民に委ねられる(男28)
- 2- 自信がないとする人の意見 = 13名
- ・ 自信がない(女7、11、男7、16、19、36、42)
 - ・ あまりに複雑専門的な事件で自分の能力を超える場合には投げ出してしまいたくなるかもしれない(男23)
 - ・ 専門的分野の理解は一般人には無理(男12、17、39)
 - ・ 理解できないままに判断すると感情に左右され

る判断になってしまう(男17)

- ・専門分野についての理解が曖昧なまま評決を下して被告人の人生を左右してしまうことはあってはならない(男16)
- ・まったく知らない分野については理解に苦労と時間がかかるだろう(男45, 66)

4.2 専門的訴訟についてアイデアを述べた意見

- ・専門家の意見や説明で補充すればよい(男14, 16)
- ・別の機関に回付すればよい(男14)
- ・公認会計士・税理士などの特定分野の人たちから陪審員を選出すべき(男19)
- ・陪審員が専門的事件を理解するために裁判所が後見的役割を果たすべき(男9, 55)
- ・陪審制度の利用は、一般人の常識的判断の真に必要なとされる部分に限ることを原則とし、例外として高度の知識が要求される事件についても陪審制度が利用できることとすべきだ。後者の場合には、裁判の迅速化のため、陪審員は専門的知識の豊富な者に限るべきである。これにより、一般人よりも冷静な客観的判断が期待でき、また過失における注意義務を判断する際に、その注意義務の主体が専門家の場合には、その専門的知識に基づく注意義務が要求されるなど、陪審員が専門家であるほうが都合がよいことが多いからだ(男66)
- ・裁判官より有能な人はどんどん登用したほうがよい。ただし、裁判の判断は人間対人間の部分もあり、たくさん専門的知識があっても裁判としては使えない可能性もあるので、裁判の中で専門性を生かす術を工夫する必要がある(女3)

4.3 陪審員を一定の者から選出することに問題を感じるとする意見

- ・限られた分野の者を陪審員に選出すると公平が保てるのか疑問(男39)
- ・専門分野の理解ができないことを理由に陪審員になれないということにすると、国民の司法参加の前提が崩れてしまう(男55)
- ・何らかの基準を設けて陪審員を選出すると差別

感情を生じさせる(男35)

- ・陪審員を成人から平等に選出するのは疑問だが、ある程度人生経験を積んだ者に特定するのも問題(男50)

5 . 陪審裁判と職業裁判官による裁判のどちらを希望するか

「陪審制度は被告人の有罪無罪という人生にかかわる判定を一般国民に任せる制度であるから、陪審員を本当に信頼できるかが問題である」(男42)との意見があった。

仮に自分が刑事被告人になった場合、自分は陪審裁判を希望するだろうか。そのあたりの率直な心理を知ることは、国民が陪審員に対してどの程度信頼をおいているかを知るうえで必要なことであると考えられる。意見のほとんどは、職業裁判官による裁判を希望した。陪審裁判を希望すると述べた意見は1人にとどまった。

5.1 職業裁判官による裁判を希望するとする人の意見 = 21名

- ・身に覚えがあろうとなかろうと職業裁判官に裁かれたい(女6, 11, 13, 男8, 12, 35)
- ・職業裁判官に裁かれたい(女7, 12, 男31, 33, 42, 56)
- ・一般人である陪審員の判断に不安を感じる(男5, 37, 64)
- ・自分の人生を決める判断を一般人に任せる気にはならない(男51, 67)
- ・誰が陪審員になるかわからない(男45)
- ・一般人には裁かれたくない(男60)
- ・いざ自分が陪審裁判を受けるとなると少々怖い感じがすることは否定できない(男10)
- ・知識の備わった人にじっくりと考えてもらって安心して裁判を受けたい(男59)

5.2 自分自身に潜む狡猾な考えが働くのではないとする意見 = 7名

「自分の身に覚えのある場合は陪審裁判を希望し、身に覚えがなければ職業裁判官に裁かれることを希望するという回答が多いようなことがあれ

ば、それこそ日本における陪審制度の欠陥だ」(男12)との意見があったが、実際に、ここに指摘されるような考えを述べる人が少なからずいた。

- ・私自身が罪を犯し、改心もせずに捕まって運が悪かったという心情のときだとしたら、一般人のほうが泣き落としできるかも、という考えが頭をよぎりそう。改心していたり後悔している状態であれば、むしろ一般人が感情に流され、無罪となることを嫌うと思う。身に覚えのない場合には職業裁判官を希望する(女7)
- ・職業裁判官に裁かれたいが、人間は弱い動物であり、自分の身に覚えのある場合には刑罰から逃れたいと思うかもしれない、どちらに裁かれたいかの気持ちは変化するかもしれない(男19)
- ・自分の身に覚えのある場合には陪審裁判を選択し、身に覚えがない場合には職業裁判官による裁判を選択するだろう(男14, 23, 45)
- ・自分の身に覚えのある場合は一般人に裁かれても嫌ではないが、身に覚えがない場合は職業裁判官に裁かれたい(男16)
- ・自分の身に覚えのある場合には、一般人に判定してもらいたい(男70)

5.3 陪審裁判を希望するとする意見 = 1名

- ・法律の訓練をある程度積んだ人が陪審員となるのであれば陪審制度もよい。裁判官よりも陪審員のほうが説得工作がしやすいので、自分が身に覚えがあろうとなかろうと陪審員に裁かれたい(男57)

5.4 陪審員も職業裁判官も信頼できないとする意見

- ・陪審員は信用できないが、やる気のない長引かせる職業裁判官にも裁かれたくない(女3)
- ・現在の裁判官は人情味が感じられないので嫌だが、職業裁判官に任せないと怖い(男19)

5.5 判断できないとする意見

- ・適切な選択ができるかは難しい(女9)
- ・どちらを選んでも短所がある(男9)

6 . 陪審員候補者の出頭義務と陪審裁判係属期間中の拘束

出頭義務と裁判継続期間の拘束については、陪審員を務める自分自身に負担がかかることでもあり、回答者の多くが関心を寄せている。

6.1 国民の義務とすることに肯定的な意見 = 9名

- ・出頭に応じることに問題はない(女5、男19)
- ・経済的余裕のない労働者には酷だが、責任感を国民に植えつけるのでよい(女3)
- ・証人の出頭義務と同じと見えるから妥当(男57)
- ・ひとたび陪審員を引き受ければ裁判終了まで参加すべき(男8)
- ・陪審制度の導入を国民が容認するのであれば、国民は陪審義務を受け入れるべき(女6, 11、男18)
- ・国民の理解を前提に出頭義務を課すべき(男7, 8)
- ・陪審員が一貫したほうが直接主義に資すると見えるから、有罪無罪の評決を行うことを義務化することは妥当(男57)
- ・陪審制度を導入するならば、憲法に国民の陪審義務を加えるべき(男7)

6.2 国民の義務とすることに否定的な意見 = 28名

- ・裁判が係属する間ずっと拘束されることは煩わしい、負担が大きい(女1, 2, 8, 11、男23, 32, 39, 45)
- ・出頭義務に賛成できない(男48)
- ・原則平等選任は疑問(男62)
- ・陪審員候補者が裁判所に出頭することを国民の義務としたとしても、拒否する権利も与えるべき(女12、男8, 71)
- ・陪審員をやっている暇な人は少ないと思う(女1, 2)
- ・一般国民は法知識の点で職業裁判官に劣ること、個人ごとの問題意識に差があることから出頭義務には反対(男53)

- ・ 日当をもらっても裁判に出るのは面倒(男59)
- ・ 候補者に選出されると、単に運が悪いというだけでは割り切れない(男20)
- ・ 国民の意に反する義務を課すことは人権侵害(男14)
- ・ マスメディアからの隔離は私生活の犠牲である(男23)
- ・ ホテルに缶詰にされると、会社員は上の空になって真剣に裁判に取り組まないと思う(男19)
- ・ 外部からの情報から隔離されてマスコミの意見や様々な人の見方、それによって作られる社会風潮や世論との接触を断たれたとしたら苦痛だろうし、その事件についてだけ情報を断つのは不可能(男44)
- ・ 数日以上にわたり、限られた数の見知らぬ他の陪審員と一緒に、テレビや新聞もない外界と遮断された世界で過ごすのには多少抵抗を感じている(男46)
- ・ 出頭義務やメディアとの隔離、暴力団がらみ事件等の恐怖などの社会的、精神的不利益が大きい(男64)
- ・ メディアからの強制的な隔離はやり過ぎ(男17)
- ・ マスコミから隔離されてしまうのではやる人がいなくなってしまうだろう(男60)
- ・ 陪審員をやっている暇な人は少ないと思う(女1,2)
- ・ 国民にとって仕事こそが最大の関心事なのだから、仕事の繁忙が出頭拒否の免責理由にならないのはおかしい(男17)
- ・ 多忙な会社員を長時間拘束することは酷なので、厳格な条件の下で例外を設けるべき(男19)
- ・ 仕事等があるのでやりたくない(男39)
- ・ 日本の会社は陪審員を引き受けるために会社を不在にすることにに関して融通がきかないと思う(男32)
- ・ 自分自身は自分の時間を割いてまで陪審員を引き受ける意欲はない(女2)
- ・ 陪審員の健康が優れない場合は免除されるべき(男57)
- ・ 自分の給料が保障されるならば出頭義務は支持するが、保障されなければ拒否したい(男56)

- ・ 半ば強制的に陪審員を引き受けた者に冷静な判断ができるのか。陪審員の責務を果たせないのではないか(男10,20)
- ・ 国民の陪審義務については面倒だと思う国民は多数いるのではないか(男12)
- ・ 公共心・公德心が欠如している日本人は義務に違和感を覚えるだろう(男15)
- ・ 陪審員候補者と訴訟当事者との間にどんな利害関係があるのか、暴力団に対する偏見や感情等について調べきれないのではないか(男39)
- ・ 陪審員が当該事件を受けるかどうかを自分にかかる負担の重さで判断してしまうのではないか(男71)
- ・ 陪審制度に不信感を持つ人や、反対している人たちもいるだろうから、国民の義務とすることはよくない(女12)

6.3 国民の義務としない場合の問題に言及した意見

陪審員になることを国民の義務としないことは問題だとする意見もみられた。

- ・ 陪審員になることを国民の義務とせずに任意としてしまうと、社会の権力・人間関係等によって不当な圧力が生じて公平な陪審制度が維持できないおそれがある(男18)
- ・ 抽選では客観的な判断ができる人が選べないので、陪審員を裁判に興味のある人を公募により募集し、その中から任意に選任するという方法にすれば自分の意思で陪審員になるのであるから、冷静かつ客観的な判断が可能であると思われるが、陪審制度の本質は平等に陪審員を選ぶことにあり、そうでなければあまり利益を感じられない(男69)

6.4 国民の義務とするための条件に言及した意見

- ・ 裁判が長期に及ぶ場合は、陪審員の収入を補償する必要がある(女5、男22)
- ・ 自分の判断に対する暴力団からの保障(男51)
- ・ 陪審裁判中の拘束による社会的地位の保障(男51)
- ・ 陪審員の確保のためには、金銭補償のみならず、

託児施設、福祉機関の利用についても検討が必要（男14）

- ・陪審員の生活が崩れてしまうことがあってはならない（男51）

7. 暴力団がらみその他有形無形の圧力や恐怖を感じると思われる陪審裁判

陪審員は一般国民であるから、暴力団がらみの事件についてはある程度の恐怖心を抱くだろうことは想像できるが、率直な意見を知ることは、このような事件の陪審裁判を論じるうえで、意味があると考えられる。

7.1 心配ないとする意見 = 3名

- ・暴力団がらみの事件であっても自分は陪審員の責任を全うする（男16）
- ・裁判官よりも国民のほうが厳しい判断を下すのではないか（女3）
- ・お礼参りに対する恐怖心は杞憂だ（男3）

7.2 圧力や恐怖を感じるとする立場

暴力団がらみの陪審裁判については、各人がいろいろな思いを巡らせている。

1- 圧力や恐怖を感じるという趣旨の意見 = 23名

- ・陪審員を引き受けることに恐怖心を覚える（女2, 5, 12, 13、男10, 14, 17, 40, 45, 57, 60, 64）
- ・陪審員を辞退する（女11, 12, 13、男17, 57, 61）
- ・公平・公正な判断ができない（女2、男10, 15, 60）
- ・有形無形の圧力、報復の可能性、恐怖心を抱いている（女1, 2男10, 45）
- ・一般国民は陪審員を務めた後は普通の生活に戻るのだから、生活に犠牲が出ないように、自分の意見が圧力によって歪められてしまうことは否定できない（男25）
- ・制度的に陪審員が保護されるとしても一抹の不安が残る（男62）
- ・自分自身が逆恨みするかもしれないので暴力団ならばなおさらで、組織的に非合法な手段を用いて自分たちに有利な判断を導こうとするかも

しれない（男33）

- ・陪審員の身内への危害が心配（女3）
- ・自分はよくても家族が反対するだろう（女7）
- ・本当は有罪なのに無罪になる暴力団員が増えたら社会秩序が崩れる（女2）
- ・暴力団ののちの報復を恐れて被告人有利の判断をするおそれもある（男38）
- ・暴力団がらみの事件で報道等により凶悪犯罪という先入観が作られてしまうと、国民が公平な判断ができるのか疑問を感じる（男34）
- ・みんなが陪審員になることを拒めば、事件によっては陪審制度が成り立たなくなってしまうが、それにもかかわらず陪審制度を維持しようとすれば、陪審員のいる裁判といない裁判が生じ、平等の観点からは妥当ではない（男61）

2- 暴力団がらみの事件以外に圧力を感じるとする事件

このように陪審員が圧力を感じる裁判は、暴力団関係の事件に限られない。他に、次のような意見が述べられた。

- ・刑事事件や有名な事件の陪審員になると、審理の経過について有形無形のプレッシャーを受けそう（女1）
- ・社会的に注目度の高い事件ではマスコミに追いかかれ、それがもとで危険を生じるかもしれない。注目度が低くても加害者や被害者から圧力がかかってくると思われ、考えると多くの圧力危害が考えられる（女2）
- ・地域の有力者がらみの事件でも公平・公正な判断ができるのか（男15）
- ・宗教がらみの事件も恐怖心が立つ、陪審員になりたくない（男17, 61）
- ・暴力団がらみにかかわらず、自らの身をあえて危険にさらすような事件の陪審に参加する人はまれであろう（男43）
- ・暴力団に目をつけられることも被告人に逆恨みされることも避けたい（男23）

7.3 暴力団がらみの事件の対策について言及した意見

暴力団がらみの事件に対し、以下のように、アイディアを提供する意見も見られた。

- ・プライバシー保護が徹底されるべき（女5、男

19, 23)

- ・ 裁判を非公開にすべき(男19)
- ・ 陪審員の氏名を弁護人のみに開示し被告人に漏洩した場合の刑罰と、陪審員のサングラス着用と変声器使用許可の上、公平を期すために全事件も同様の措置とする(男52)
- ・ 裁判終結後に陪審員の身に危険が生じた場合には、同人の申し出により保護してもらえない仕組みがないと、安心して陪審員を引き受けられない(男40)
- ・ 陪審裁判終結後も、判決に不満を抱く人たちが生活の安寧が侵害されないための措置が必要(男4, 14)

8. 陪審制度議論のなかで工夫を述べた意見

8.1 陪審制度の設計方法に言及した意見

- ・ 検察官が不起訴処分とした事件こそ、一般常識に合致した司法判断が必要であり、国民を参加させるべきだ(男66)
- ・ 国民が事実認定をすることは妥当と考えるが、職業裁判官が理由を付して覆すことができるようにすべき(男57)
- ・ 国民の司法参加の態様は、検察審査会のように、あまりに国民的判断と異なる場合に異議を申し立てる程度とし、最終的な判断は職業裁判官によるべき(男36)
- ・ 陪審員の役割があるとすれば、世間一般の価値判断(慣習や常識)を裁判官に示すことしかない(男60)
- ・ 陪審員は専門的知識を備えた人に限る(男4)
- ・ 司法のプロである裁判官と一般人が同じ立場で裁くのではなく、たとえば有罪無罪の判決で陪審員が1人につき1票に対し、裁判官は3票とするような手段をとるべき(男47)
- ・ 陪審裁判は国民のさまざまな意見を裁判上取り上げた方がよい場合に限ったほうがよいが、実際に判断するのは難しい(男47)
- ・ 陪審制度の導入については、事件の重大性を考慮し、重大事件については職業裁判官に任せるようにしてはどうか(男14)
- ・ 重大事件や専門分野に関する事件を陪審員が判断することは不安なので、国民参加は身近な事件に限るほうがよい(女12)
- ・ 陪審員間で意見が一致するまでには、相当な時間がかかるだろう(男40, 59)
- ・ 陪審制と職業裁判官による並列的な形態にすることのメリットは大きい(男9)

8.2 陪審制度導入以外の方法があるのではないかという趣旨の意見

- ・ 陪審制度導入が検討される一要因として、少ない裁判官を補うことが挙げられると思うので、裁判官を増員してはどうか(男69)
- ・ 国民が司法に参加する方法は陪審制度に限られない(男12)
- ・ 裁判の公開原則のもとで国民が裁判の公平さを監視できる状態にあれば足りる(男12, 49)
- ・ 裁判に対する国民のコントロールはあくまで間接的なものにとどめ、間接的コントロールを拡大する方向で進めていけばよい(女13)
- ・ 裁判と一般人の常識がかけ離れないような研修、養成、採用により信頼を高めてほしい(男15)
- ・ 裁判官が法の番人としての厳格さと一般人の感覚を持ち合わせていれば陪審員は要らない(男30)
- ・ 職業裁判官と一般人の判断のバランスがうまく取れた制度、二つの立場のいいところをとった裁判制度を作ることは不可能なのだろうか(男65)
- ・ 陪審制度を考えるよりも、現行裁判制度の改善を考えるべき(女10, 男50)
- ・ 弁護士と検察官を経験した人が裁判官となって事実認定することが、社会的経験、知識の面でも良策だ(男50)
- ・ 抽出ではなく、担当事件に対して職業裁判官をものぐ専門的知識を備えた人の多数決のほうが納得がいくのではないか(男4)
- ・ 法律の訓練をある程度積んだ者ならば、国民が司法に直接参加する制度を考えてもよい(男57)
- ・ 裁判官は一般の心を参考にすが、その心には法的拘束力のない参審制度のほうがよい。一般人はマスコミに心証が影響を受け、報復を恐れて被告人有利の判定をするおそれもあるが、裁

判官はその一般人の心を参考にするとともに、
裁判官自身のプロとしての経験、知識も重要だ
からだ（男38）

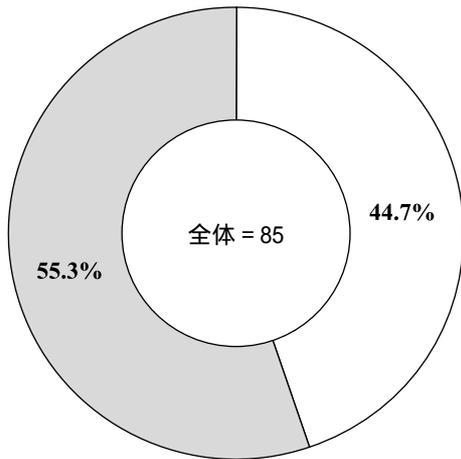
- ・参審制度等の形で裁判への市民参加という方法
が穏当なやり方（男2）
- ・参審員の数が裁判官の数を上回る構成の法廷な
らば、陪審制度よりは参審制度のほうが導入さ
れやすい（男9）
- ・職業裁判官の専門性と素人裁判官の社会的・一般
的判断とが合致して統一の判定が出される参審
制度のほうが望ましい（男40）

以上

参考 分析結果

陪審制度導入のメリットについての認識

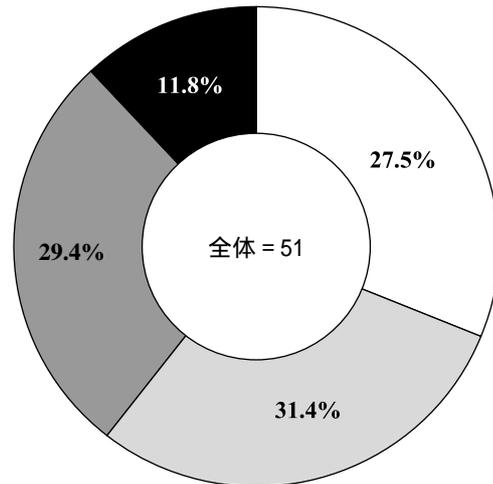
陪審制度の導入のメリットについては、全体の44.7%が述べていた。



□ 記述のあった人 ■ 記述のなかった人

陪審制度のメリットについて記述のあった意見の具体的内容

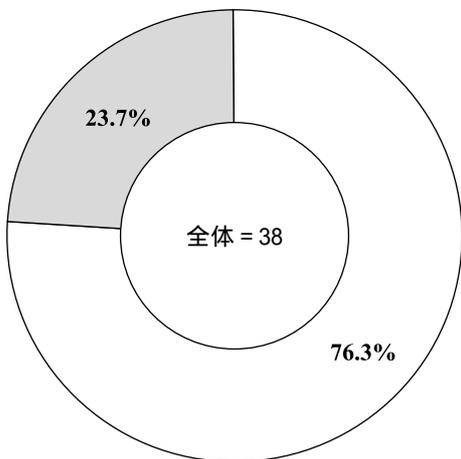
陪審制度のメリットについて記述のあった意見(38名51意見)を内容別に分類した。



□ 民主主義的契機に言及した意見
 ■ 一般国民の感覚が裁判により影響を与えるとする意見
 ■ 国民の司法に対する理解が深まるとする意見
 ■ 司法の充実をもたらすという意見

陪審制度のメリットと同制度に対する不安の関係

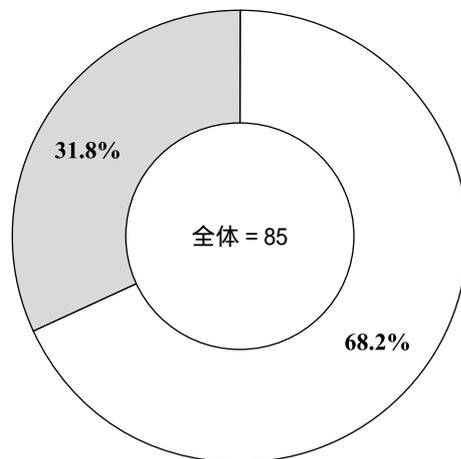
陪審制度のメリットについての記述のあった人(38名)のうち、同制度に不安を感じるという記述をした人は76.3%であった。



□ 不安だとする記述のあった人
 ■ 不安だとする記述のなかった人

陪審制度導入について不安を感じるという意見

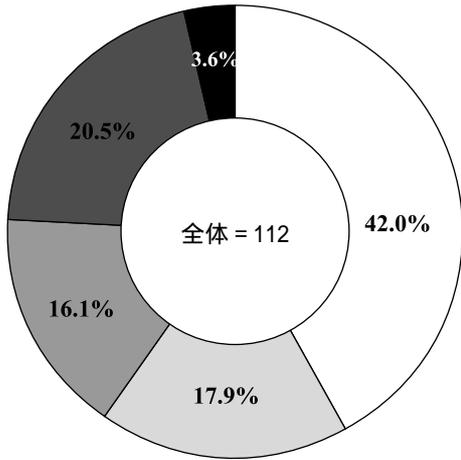
陪審制度の導入について、全体の68.2%が不安を感じるという趣旨の意見を述べていた。



□ 記述のあった人 ■ 記述のなかった人

陪審制度導入に対する不安の具体的内容

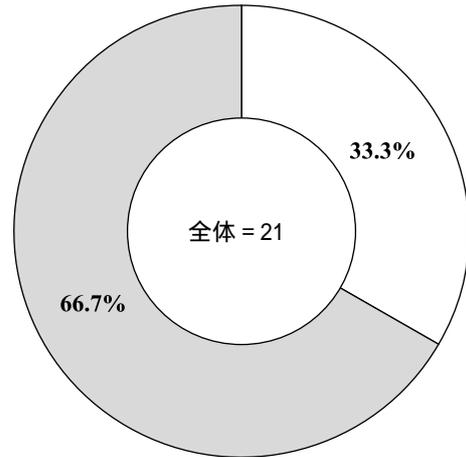
陪審制度について不安を感じるとする意見(58名112意見)を内容別に分類してみた。



- 陪審員が事実認定することに不安
- 裁判が変質してしまうことを危惧
- 司法制度の信頼失墜に繋がる危惧
- 陪審制度は日本には受け入れにくい
- 陪審制度導入の目的と手段を再検討する必要性

自分が陪審員として人を裁くことに対する意見

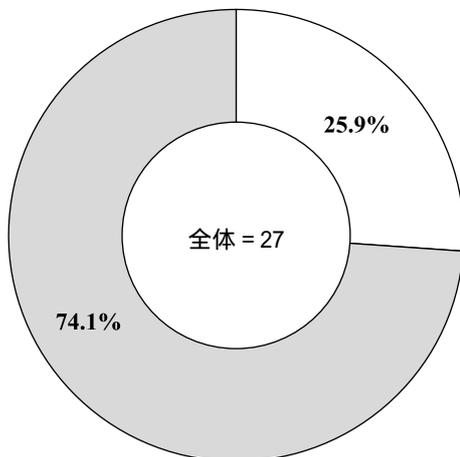
自分が陪審員として人を裁くことになった場合について意見を述べた21名のうち、やる気があるなど積極的な意見は33.3%、気が重いなど消極的な意見は66.7%であった。



- 積極的意見の記述のあった人
- 消極的意見の記述のあった人

自分は客観的な事実認定ができる自信についての意見

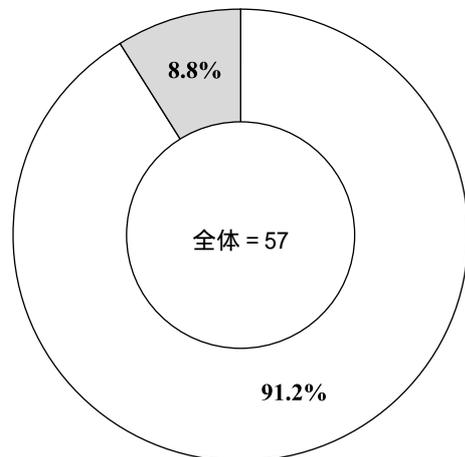
自分が陪審員となった場合に、感情や外部の声に左右されずに客観的な判断ができる自信の有無について記述のあった人(27名)のうち、自信があるとする意見は25.9%、自信がないとする意見は74.1%あった。



- 自信がある
- 自信がない

陪審員の事実認定に対する信頼性についての意見

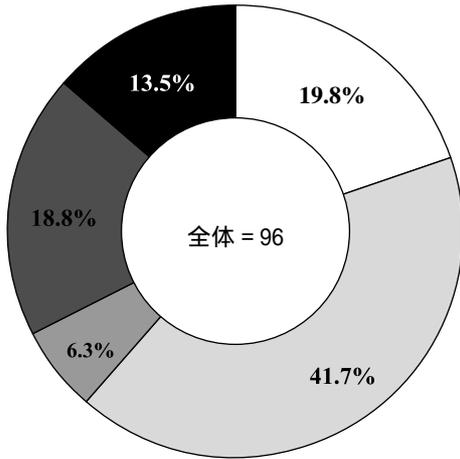
陪審員の事実認定に対する信頼性について54名が言及していた。うち不信感を示す意見または職業裁判官の事実認定を信頼するとする意見は計52名(91.2%)、陪審員の事実認定を心配する必要はないとする意見は5名(8.8%)から寄せられた(うち3名が重複回答)。



- 陪審員の事実認定に不信感または職業裁判官を信頼
- 陪審員の事実認定を心配する必要なし

陪審員の事実認定に不信感を示す意見の具体的内容

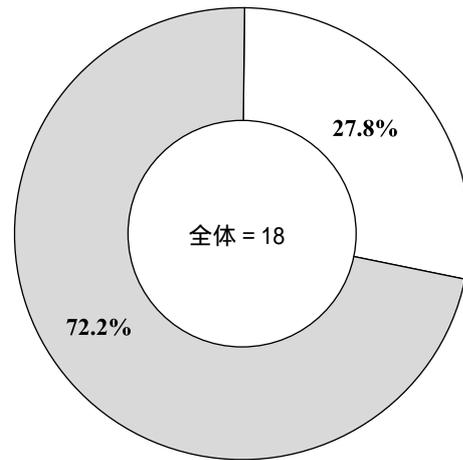
陪審員の事実認定に不信感を示す意見（96意見）を内容別に分類してみた。



- 事実認定には訓練が必要
- 陪審員の公平・公正な事実認定に疑問
- 陪審員の偏見による事実認定を危惧
- 陪審員の事実認定能力に疑問
- 陪審員のやる気・責任感に疑問

専門的訴訟の事実認定に対する自信

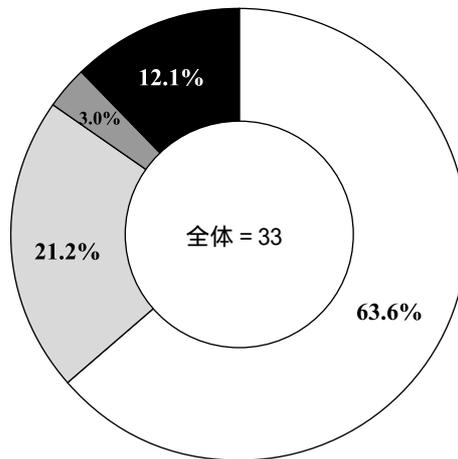
自分が専門的訴訟の陪審員となった場合に、専門的内容を理解して事実認定を行う自信の有無について18名の記述があった。事実認定に自信があると述べた人は27.8%、自信がないと述べた人は72.2%であった。



- 自信がある
- 自信がない

自分は陪審裁判と職業裁判官による裁判のどちらを選択するかについての意見

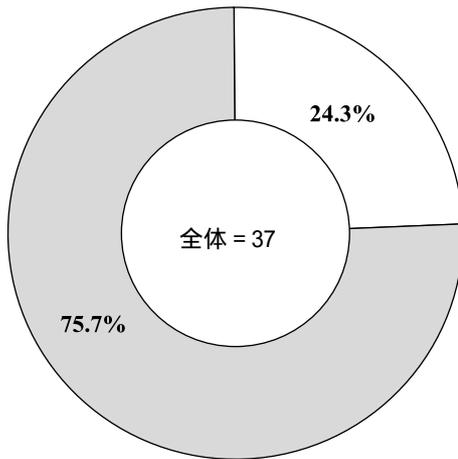
自分が刑事被告人になった場合、陪審裁判と職業裁判官による裁判のどちらを選択するかについて記述のあった33名の意見を内容別に分類してみた。



- 職業裁判官による裁判を希望
- 身に覚えのあるなしで選択が変わる
- 陪審裁判を希望
- その他

陪審義務を国民の義務とすることに対する意見

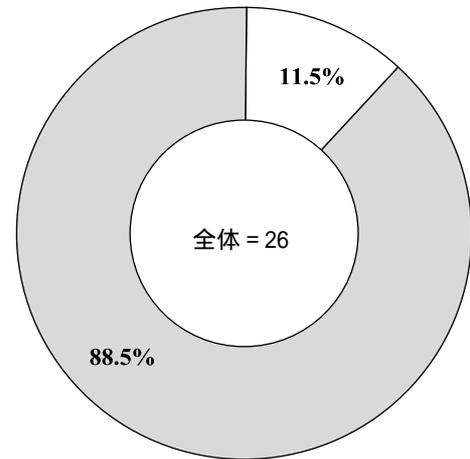
陪審義務を国民の義務とすることに対して肯定的または否定的な意見は37寄せられた。肯定的な意見は24.3%、否定的な意見は75.7%であった。



□ 肯定的な意見 ■ 否定的な意見

暴力団がらみその他有形無形の圧力や恐怖を感じると思われる事件について

暴力団がらみその他有形無形の圧力や恐怖を感じると思われる事件について、25名が心配のあるなしについて意見を述べた（うち1名は両方に意見を述べた）。心配ないとする意見は11.5%、圧力や恐怖を感じるとする意見は88.5%であった。



□ 積極的な立場からの意見
■ 圧力や恐怖を感じるとする意見